

ではなからうかと存する次第であります。

その他労働問題等の立場からいろいろ問題がございますが、各専門分野の公進人の方が見えられておりますので、私の申し上げる要点は大体このようなことで、御参考まで申し上げる次第であります。

○堀川委員長 お諮りいたします。今の公進人の御意見に対して何か御質疑はありませんか。なければ、次の公進人日本経営者連盟事務理事前田一さんにお願いたします。

○前田公進人 私は日本経営者団体連盟の事務理事をしております前田一でございます。同時に拓殖産業連盟の常務理事をいたしております。

日本経済団体連盟と申します団体は、ほかの経済団体とまったく性格が異なっております。純粹に労働問題を専管いたしております団体でございます。構成の内容を一通り簡単に御報告申し上げたいと存じます。各府縣に地域の労働問題を専管する経営者協会というものができておまして、この連盟の団体は全国的に結集いたしました。これが地域別部会としての一本の柱となっております。さらに石炭、あるとか、あるいは鉄であるとか、あるいは紡績、セメント、電力というふうな産業別、業態別の全国的な団体ができております。この業態別の団体が全国的に結集いたしましたのが、一本の柱となつて、業態別の部会をつつております。この二つの部会が二本の柱となりまして、これを統合いたしましてでき上つておりますのが日本経営者団体連盟でございます。経営者団体連盟が発足いたしましたのは四月十二

日でございます。不足後まだ二箇月有余を経過したにすぎません。発足いたしました動機は、終戦後の財閥の解体であるとか、あるいは経済力集中排除、あるいは財界の追放であるとか、あるいは旋風の中に経営者の陣営がおおむね離脱の状態になりましたのに引きくらべて、労働者の陣営は、労働組合法あるいは労働基準法、労働法というような労働三大立法の保護のもとに非常なる発達を遂げまして、いわゆる労働攻勢のもとに経営者の陣営は非常なる圧迫をこうむりまして、虚脱の状態に陥りしめられておつたのであります。その結果締結せられております労働協約等の実例をみますと、経営者が当然経営権の限界であるとして主張すべき限界を越えまして、いわゆる経営権の侵害とも思われるような点にまで労働協約の実例が数多く示されておるのであります。適目すれば、経営権の失地が非常に多くつくられておるのであります。そこでこの経営権の失地を回復するために、経営者がはんと主張すべき主張をし、譲るべきを譲るといふ正しき態度を得るためには、経営者相互が相互に提携連絡を結ぶ、一つの同族的な結束をはからねばならぬ。かような考えから日本経営者団体連盟というものが生れております。すなわち労働者と経営者が二本のレールにたてますならば、二つのレールのごとき形をもつて、そのレールの上に日本経済復興という車を滑り出させるということではなければならぬ。そのいづれか一方が強く、いづれか一方が弱いというところは経済復興の車を滑り出さしめるゆえんにはならぬ。両者が対等の立場に立つて、対等の

実力をもつて、公正妥協なる労働条件の取結びを行つていく。その上に立つて両者が提携協力して経済復興の途に邁進するということ、これこそが日本経済再建のために絶対必要な要件である。と信じて立ち上つたものでござい

ます。もちろん労働者団体としての性格をもつておるものではございません。ただ従来のようにいわれる金持ちけんかせずというより左引込思案の経営者が、ほんとうに経営が今日の段階においてあるべき本然の姿を取りもどす。という意味においてそれを取りもどした本然の姿の上に立ちまして、労働組合と対等の取引をし、公正な取引を取結び、これこそ即日本経済の再建に役立つゆえんである。かような信念のもとにできあがつたものであるのでございます。私どもの意思いたしますところは、私どもも労働者の対等の立場、この対等なる立場に立つての公正なる労働条件の取引、こういうことが私どもの基本態度であるのでございます。このように私どもの見地から、この事業者団体連盟というものを眺めてみますると、まことにこの対等なる立場を阻害せらるるおそれのある部面が、少くないように感ぜられるものでございます。

第四條には、先ほど御足さんからも御説明がございましたように、許可事項をあげ、第五條に禁止事項をあげてございまして、第四條の許可事項の中には、構成員の委員を受けて、その委任の権限内において、労働組合と団体交渉をすることがございます。こういう許可事項が述べられておるのであります。しかしながら労働組合は団体交渉をするだけの能力があるわけではないのであります。廣く組合活動として

は経済、政治、文化、社会、あらゆる方面において活動をし得るところの余地が與えられておるのであります。この労働組合に與えられております範圍のものは、少くも経営者の団体に対しては、少くも経営者の団体に対しては、またひとしく與えられなければならない。かように考えるのであります。ただ単に団体交渉をする範圍の狭いことだけを、許可事項として許されるということでは、対等なる立場を維持することはできないと考へておるものであります。そこで少くももう少しこの條項の範圍を廣くしまして、廣く労働条件の調査、調整、処理及び資料の蒐集、交換、あるいは刊行、こういうあらゆる労働問題の調整、処理に關して必要なことが得るといふことが、積極的に規定せられてほしいと考へるものでございます。団体交渉をなし得るといふことが規定されておれば、それに必要な資料とか調査といふことは、當然なし得るではないかという解釈的な見方も、あるいはあるかも知れません。しかしながらこの解釈的な見方だけでは、往々にして後日紛議を起すものとなると考へますので、この機会において明確に規定の上

に労働問題処理についての廣範圍の許可行為が規定せらるべきと考へるものであります。

なお第五條につきましては、禁止事項の中であらうと考へる通りに実行せられます場合には、経営者団体としてまことに迷惑な点がうかがわれるのであります。たとえば第三号、第四号の中に対價の統制という言葉がありますが、この対價といふものの中に、一休賃金が含まれておるかどうか。これがいかように解釈されるべきかは、

私まだ詳らかにいたしません。もし對價の中に賃金がいりますならば、賃金を統制していくという行為が禁止せられるわけでありまして、今日労働運動の推移を眺めてみても、労働組合の方ではあらかじめ賃金を予定して、団体交渉に乗り出してくる、また経営者の方では、やはりわれわれ同業者としては今日の健全企業の見地から見れば、コストの中におけるところの人員費の割合というものは、この程度でなければならぬ。これがわれわれの産業としては公正妥協なる賃金であるという一つの取極め方をいたしました。お互いこれ以上の賃金は出せないぞというふうな申合せをすることは、當然あり得ることであらうと思ひます。殊に今日の情勢を眺めますと、一工場の問題は決して一工場で止まらな

い。必ずや他の工場に波及し、一地方は他地方に、一産業の問題は他の産業に影響を及ぼしておることは御承知の通りでございます。一つの賃金水準といふものがある一つの産業で違ふされましますと、それが二つの前例となつて、全般的な賃金水準に非常な狂いを生じてくるということが、今日の実情であります。そこで日本産業の再建、企業の健全なる運営というふうな見地からは、どうしても一つの守らねばならぬ賃金の限界点というものは必ず出てくるものでありまして、それをいふゆる力關係によつて、ある一角が崩れるといふことは、他の産業また國家全体の産業の立場から、まことに迷惑至極であるという意味において、経営者が互いに賃金の統制をやつていくといふことは、當然の経営運営上の義務であると私どもは考へるのであり

ます。こういうことがもしできないといふようなことでありましたならば、これは労働問題を扱う経営者団体として、まことに迷惑な話であります。

○伊藤四郎君 ちよつと前田公述人にお伺いしたいのですが、ただいま伺つておられますうちに、労働組合と事業者団体との交渉に際して、労働組合は団体交渉の能力がないといふように、ちよつと伺つたような気がするのですが、その通りでしょうか。事業者団体の方に能力がないといふことですか、それですか。その点をちよつと伺いたい。

○前田公述人 お答えいたします。能力がないといふことは、私は申さなかつたつもりでございます。団体交渉は、お互いに能力があるところではない。これは大いに相互にやらなければならぬことであります。団体交渉をなし得るというだけの狭い範囲の許可では困る、こういうことを申し上げておるのであります。もう少し廣く労働問題の調査、調整、処理あるいはその他資料の關係、こういうような全般にわたる許可事項が経営者団体にも許されるならば、同じことが労働組合においても、労働対等の原則という立場から、組合は許されておりますことは當然経営者団体にも許さるべきであるといふ建前のものに、以上のような点について、この法案の修正をお願いしたい。かように考えておる次第であります。何分皆様方の御了解をいただきまして、よろしく御支援のほどをお願いいたします。

○堀川委員長 ただいまの前田公述人の御意見に対して、何か御質問はございませんか。

○伊藤四郎君 委員外ですが、経営者団体にも許さるべきであるといふ建前のものに、以上のような点について、この法案の修正をお願いしたい。かように考えておる次第であります。何分皆様方の御了解をいただきまして、よろしく御支援のほどをお願いいたします。

○堀川委員長 ただいまの前田公述人の御意見に対して、何か御質問はございませんか。

○堀川委員長 伊藤君に発言を許します。

○伊藤四郎君 ちよつと前田公述人にお伺いしたいのですが、ただいま伺つておられますうちに、労働組合と事業者団体との交渉に際して、労働組合は団体交渉の能力がないといふように、ちよつと伺つたような気がするのですが、その通りでしょうか。事業者団体の方に能力がないといふことですか、それですか。その点をちよつと伺いたい。

○前田公述人 お答えいたします。能力がないといふことは、私は申さなかつたつもりでございます。団体交渉は、お互いに能力があるところではない。これは大いに相互にやらなければならぬことであります。団体交渉をなし得るというだけの狭い範囲の許可では困る、こういうことを申し上げておるのであります。もう少し廣く労働問題の調査、調整、処理あるいはその他資料の關係、こういうような全般にわたる許可事項が経営者団体にも許されるならば、同じことが労働組合においても、労働対等の原則という立場から、組合は許されておりますことは當然経営者団体にも許さるべきであるといふ建前のものに、以上のような点について、この法案の修正をお願いしたい。かように考えておる次第であります。何分皆様方の御了解をいただきまして、よろしく御支援のほどをお願いいたします。

○堀川委員長 ほかに御質問ありませんか。

○三橋公述人 私は日本商工会議所の事務理事の三橋三郎であります。戦後経済民主化の原則に基づきまして、産業

○三橋公述人 私は日本商工会議所の事務理事の三橋三郎であります。戦後経済民主化の原則に基づきまして、産業

団体の構成、機能に、諸般の改訂が行われてきたのであります。事業者団体法案も、その一連の施策といたしまして、事業者団体のあり方、活動範囲を明らかにしようとするものであります。まして、本法案制定の必要は十分これを理解することができるとであります。しかしながらこの法案に規定したております内容に關しましては、いろいろ意見がございまして、これを順を追つて申し上げたいと存じます。

第一に、この法案は事業者団体の活動に對しまして、私的独占と、不正競争の手段を排除せんとするものであります。従つて本来ならば、私的独占が禁止法によつて十分これを取締ることができるとあると考へるものであります。また従来物資の統制事務を行つた産業団体が、逐次閉鎖され、これに代りまして新たに設立される産業団体の活動基準が明確でないで、従来体の情性によりまして、その活動範囲が拡がるおそれがあるもので、一般的に基準を示し、その活動範囲を明定しようとするのが、おこなわれないと考へるものであります。従いましてかような観点からいたしまして、この法案の規定したておりました内容が、見ますならば、あまりに微細な点まで制限を加へ過ぎであると考へられるのであります。

第一に第四條の許容活動でございまして、これが限定的であります。第五條の禁止行為の範囲が無制限であるといふことは、あまりにも活動分野を狭からしめまして、団体の創意ある活動を不可能ならしめ、この事業者団体が適切な発達を遂げていくことを阻害するものであると申さなければなら

ないと思へるのであります。

○堀川委員長退席、堀川委員長代(理席)

○堀川委員長退席、堀川委員長代(理席)

を待たないと考へるのであります。御承知のごとく商工会議所は、英米におきましても、單なる事業者の団体、すなわちトレード・アソシエーションといふのではなくして、廣く商業の発達、及びそれによりまして消費者大衆の利益増進をはかり、都市、地方の発展に寄與しようとするところの、地域的、公的機関であるのであります。この意味におきまして、トレード・アソシエーションに適用されるべきこの事業者団体法の適用除外をされるように希望いたしておるのであります。これは全國の商工会議所の強い要望であることを重ねて申し述べた次第であります。

○堀川委員長代理 ただいまの公述人に、何かお尋ねがございませうか。

ちよつと皆さんに申し上げておきますが、商業委員以外の議員の方で御発言の方は、委員長許可を得てから後にお願ひしたいと存じます。

それは次に移ります。東京産業大学教授赤松松平さんお願ひいたします。——お見えになつておられぬようです。から後番にいたします。

運輸省の調査局の高宮晋さんにお願ひいたします。

○高宮公述人 私はただいま御紹介にあずかりました運輸調査局の高宮でございます。企業組織を多少研究しております立場から、一言意見を述べさせていただきます。

まず第一に事業者の団体には、大まかにわけまして二つの種類がございまして、これらが一緒になつて事業者団体に機械的に取扱われているという感

を得たいと考へるのであります。御承知のごとく商工会議所は、英米におきましても、單なる事業者の団体、すなわちトレード・アソシエーションといふのではなくして、廣く商業の発達、及びそれによりまして消費者大衆の利益増進をはかり、都市、地方の発展に寄與しようとするところの、地域的、公的機関であるのであります。この意味におきまして、トレード・アソシエーションに適用されるべきこの事業者団体法の適用除外をされるように希望いたしておるのであります。これは全國の商工会議所の強い要望であることを重ねて申し述べた次第であります。

○堀川委員長代理 ただいまの公述人に、何かお尋ねがございませうか。

ちよつと皆さんに申し上げておきますが、商業委員以外の議員の方で御発言の方は、委員長許可を得てから後にお願ひしたいと存じます。

それは次に移ります。東京産業大学教授赤松松平さんお願ひいたします。——お見えになつておられぬようです。から後番にいたします。

運輸省の調査局の高宮晋さんにお願ひいたします。

じをもつております。その種類と申し
ますのは、一つはその業界の同一の業
界の利益を代表する、従つて総合的な性
質をもつた組織がござります。もう一
つの種類は合理化というを中心とし
て結合している、どちらかといへば個別
的な組織形態をとつてゐるものがある
のでござります。この二つの組織は性
質が非常に違ひまして、これらを一統
に取扱うという事は、いろいろの問題
におきまして、弊害が起るのではない
かと思はれるのであります。で事業
者団体につきまして、特に公正競争の
立場から問題にいたしなす際には、利
益代表的な総合的な組織がやむを得ず
は、今までのような統一的な活動をし
たり、また従つて競争的な傾向を帯び
たり、あるいはその中におきまして、
いさゝか競争的な傾向といふものが不
正に行はれる、こういう弊害があるわ
けでござりますから、主としてこの事
業者団体のねらいをいたしましては、
もう少し大きな組織、業界を総合的に
まとめるようなそういう大きな組織に
ついて、公正競争の観点からこれを合
理的にする、こういうことであらうと
思ふのであります。他方合理化のため
の個別的な組織につきましては、これ
は生産の合理化、あるいはそれと附随
いたします流通面の合理化、これ
は日本経済の再建の立場から申しまし
て、どうしても必要な組織であらう
と思ふのであります。元來この合理化は
公正競争の立場から申しますならば、
公正競争を通じて競争競争を行ふこと
にその合理化が表現して行くというこ
とになるはずでござりますが、これが固
の特殊性からいまして、普通が非
常に少いわけでありまして、殊に戦後の

日本経済におきましては弊害が非常に
多い。そうしてまた非常に小さな中小
工業がたゞさんござります。でこれら
の部分におきまして合理化を遂行する
ためには、どうしても組織によつて行
つていくという必要があると思はれる
のであります。でこの組織は、合理化
というを中心とした組織でありま
すから、そんな大きな組織でなく、よ
ろしいのであります。合理化のでき
る範囲における組織、たとえば数箇の
中小企業が共同販賣所を設けずると
か、あるいはまたお互いに組合をつ
つて、その中において工場の特長を
実施するとかいうような、そういう組
織につきましては、これは生産公正競
争の立場から申しましても、この事業
者団体の対象には少しは許されてくる
性質のものでなければならぬので、
こういう組織をこの事業者団体に
りまして阻止するといふことは、日本
経済の再建の立場から、不幸ではない
かといふふうに考えられるのでありま
す。そういう点におきまして、この事
業者団体の特例として、最後の方に
農業及び漁業関係につきましては、特
に十四人以下の結合の場合には、この
法律は適用しないといふことがござ
ります。同時に中小工業の部分であ
らうと存じます。この中小工業の範囲
につきましては、いろいろ具体的には
問題があると思ひますが、本日は時間
の関係から申し述べないこととした
まじ、それから一般的に申します
ならば、合理的な個別的な組織につ
きましては、これをできるだけ認める
といふことが第一に原則的に必要な
ことであらうと存じます。

そういう立場から次にまず許容事項
の第四條について考えてみたい。これ
につきましては、やはり次に掲げる活
動に限りこれを行うことができるとい
うふうに、弾力性のない取上げ方にな
つておりますのを、先ほどいろいろ御
意見がござりましたように、公正取引
委員会において、その他これを認可し
たものについては、特にこれを行うこ
とができるというような弾力性をた
せることが必要であらうと思ひます。
なおここで、この項目におきまして経
営上の問題が出ておらないように思
ひますが、研究、技術、科学はご
ざいます。これは今後非常に大事だ
と思ふので、そういう一た統一的な
字句を入れてほしいのであります。そ
れと関係いたしますが、既に事業者団
体におきまして今後必要になること
は、計算制度、経理の問題、経理を合
理的にやつていく、そのシステム、組
織を今後大いに考へていかなければな
りませんが、これが事業者団体の一つ
の大きな任務になるのであります。そ
の意味におきまして、計算制度、経理
制度に関して、この事業者団体の許容
事項の項目の中に、何かうたつてはし
ないのであります。それでこの四條の五
項の発表もしくは宣傳をし、それから
利害代表をする代表的な意見を述べ
る、こういうこととござります。この
ほかには職業教育といふ非常に大きな
事があると思ふのでござります。こ
の職業教育の項目も、やはり特に啓蒙
といふ字を入れてござりますから、そ
れと関連して職業教育の字句を入れ
ばよろしいのではないかと存じます。
さらに次に禁止事項第五條におきま

しては、結局禁止の原則は公正競争の
立場から申しまして、その総合的な組
織が営業行為をしてはいけないとい
うこと、それから公的性質を帯びた統制
をしてはいけないといふこと、それが
らまたその組織の強制組織をつくり
ます、どうしてそこに組織の強制が行
われます。その組織の強制は個々の業
者の構成員の経営行為に対する統制、
これがやはりいけないといふように原
則的に考えられるのであります。側面
的な指導、これは組織の強制になりま
せん。それからその組織の強制が不正
に行はれる、こういうことであらうと
思ひます。こういう原則からこの第五
條の各項目を考へてみますと、非常に
こまかくなつておりますが、大体にお
きまして、この原則に合うものが多い
と思ひますが、先ほど御意見がありま
した十五の構成事業者その他の者の
ために集金を行うこと。一といふよう
なことば、むしろこの原則からい
まして省いた方がよろしいのではない
かといふふうに存じます。その他こま
か申しますところ、ござりますが、
時間もまいりましたからこの辺で私の
意見を申し述べることと致します。
○細川委員長代理、何か高宮さんにお
尋ねはございせんか。一ないよう
でございますから次に移ります。
次に東京商業者同盟事務局長喜多村
突さんにお願ひいたします。
○喜多村公造人、商業者同盟事務局長
の北村突でござります。私はこの事業
者団体の改正事項に對しまして、
商業者、殊に中小商業者の小賣業の立
場から、また小賣業の組合団体として
の立場から、この問題を申し上げ
てみたいと思ひます。
まずその改正事項の要点にはいりま

す前に、現在の戦後におきます小
賣商業の現状について簡単に申し上げ
てみたいと思ひます。戦後の経済
混乱によりまして、自然発生的に小賣
商業が非常に復活してまいりました
が、その余波が未だに残つておりま
す。特に商業の小賣の面におきま
す。序が回復していません。要するにま
だ混乱状態にあると申し上げてよい
状態がござります。その状態がどうして
そのように継続しているかといふ一
つの理由をいたしましては、要するに失
業人口の吸収が非常に遅いと思
はれるのであります。引揚者である
か、職業者の方々が適正な職を得、收
入を得る途といふような意味で、こ
の小賣業の中にはいつてこられてお
る現状が非常に多いのであります。従
つて昔の小賣専門家といふよりも、生
業あるいは零細的な意味の小賣商業が
非常に多いといふこと、それからもう
一つ混乱しております現状の一つとい
たしましては、根本的には自由経済的
な本質的な考え方が本流として流れて
おりながら、実際の面では、統制経済
がかなり強く進行されておる。こうい
う意味で実は業者もそういう面では非
常に混乱状態にあるといふことが言
えらうと思ひます。従つてそういう状況で
生まれてきておりますので、この経済
的な状態を見ますと、多くが生業経済
といひます。あるいは副業経済とい
ひます。非常に小さい経営状態
が多いのであります。
(細川委員長代理退席、委員長着
席)
こういう状態から見まして、これを適
当に経営的に何とかしていかなければな
らないといふのが、今日の日本の小賣

商問題における一つの方向だと思ふのであります。もう一つは商業道德とかあるはサービスとかいうような本来の社会的な商業の機能が、單に生活の糧を得るというような利益の面の營業として、現在では必死に行われておりますために、その商業のもつております本質的な社会的機能を發揮するという余裕が現在なく、渾沌としておる。これに對しては、終戦以來當局といふものが行われず、放任の状態になつておる。こういうのがまず現状でありまして、どういふ形でもいかん、できるだけ小賣商業の經營を合理化させて、適度經營規模のために、協同力によるところの組織をもつて、何とかこれを更生させて行くというところが、最も現在必要な状態に置かれておる。こういう面から見ますと、今度の事業者團體法の考え方から申しますならば、むしろこの小賣商業の面においては、特に大規模經營以外はその圖外にあるような感じを受けるのであります。

それから第二は、この法案の施行にあたりましては、そのちようどうらには、あたります商業協同組合法案がはつきりいたしてまいりませんと、非常にこれが重要な關係をもつております。特にその中における小規模經營の範疇の問題があると思ふのであります。一體普通の概念で申します日本の中小企業のうちで、中というのとは一体どの辺を指すか、小規模といひましても、小賣商の場合におきまして、小規模はむしろアメリカあたりの小賣商とは全然違ひまして、少くとも概念的にいふと、中くらいに引上げてまいりませんといふゆる生業形態から企業形態に移つてこない。また個々が小さくても、それを協同の力によつて、何とかさういふ方向へ進めていつてやらないければならぬ状態でありまして、商業協同組合法でこの辺の小規模とすることを問題が一つ、この法案と合せての重要な問題になつてくると思ふのであります。そこでさういふ場合に、商業協同組合法において小規模經營といふことが、だれが見ても大規模だと思はれる、たとえば販賣面積が何坪以上、百貨店のような、あるいは資本金が一千万円以上とか、あるいは全國的な規模をもつて支店が大阪にあるとか、名古屋にあるとか、さういふようなもの。あるいは従業員が五十人以上であるとかいふようなもの、それが一見して大規模經營だと思はれるものを除いたものが小規模經營だといふようになれば、かなりこの法案によりまして、小賣商は經營の合理化を進めていくことが、商工協同組合法の上でできると思ふのであります。現在商工協同組合法の改正が明確になつておりませんために、この点で非常に疑念がございます。

それから第三はこれは小賣商のひがみかもしませんが、今日まで小賣商はそれを維持、育成されるという面がほとんどなく、常に圧迫されてきておるといふ感じを深く受けております。この法案におきましても、新憲法下にありまして、一切があげて民主的な運営を望まれておるときに、何か事業者の自主性とか、あるいは独創性というやうなものが阻まれておるやうな感じを受けて、事業者が非常に腫病に、手も足も出ないんだという感じを受けるのであります。その趣旨が國家經濟の上において向上を意味し、社会的に悪い影響を與えない、むしろいい影響を與えていくのだという團體に對しても、この法案が何か低微だ、さういふ團體を尊重させていくという印象を受けて、特に今日の中小小賣業、商業といふ面につきましては、もう少し幅のある御解釈が願ひたい。

それで改正の要点といひまして、この法律の第二條に、「事業者團體とは、事業者としての共通の利益を増進する云々」とありますが、これを「事業者としての直接共通の利益」というふうに、「直接」という二字を加えていたが、さういふこと、かなり範疇が廣くなつていくのではないかと。それから第五條の十九号「前各号に掲げるものの外、前各号に掲げる許容活動の範疇を越える行為」といふことが、むしろこれは充足であつて、かえつて混亂さすのではないかと。この十九号といふものは、むしろ削除していただくことがいいのではないかと。それから第六條の最後「一項目を御追加いただきまして、『國民經濟上の観点から、もつぱら經營の合理化、資源の浪費の防止を目的とし、あらかじめ公正取引委員會の認可を受けたもの』といふ一項目をお加えいただきましますならば、この小賣業の場合などでございまして、企業の合理化の面においてはかなり役立つと考えられるのであります。なぜさういふことを申し上げるか申しますと、この法案によりまして、ただいま私も、團體といひましても、企業の合理化の面では、それだけ協同の方向をとらせておりますが、それにつきましては、アメリカにおいて非常に発達いたしましたメロランダー、デューン、日本で大自由通商、協力通商といふ言葉を使われておるやうでありますけれども、さういふ方向で、現在混亂期にあるところの商業者を、自主的な運営の上において、できるだけ健全化していく。さうして協同の力によつて大企業に對應していきけるやうな組織体になることができる。そのことによつて非常に合理化されて、經營の指導も受けられるといふふうに、ひとつさういふ方向で許されております範圍は、結局協同組合の形をとる以外にないのであります。しかしこれは業態の性格、性質、取扱ひ商品の性質によりまして、むしろ協同組合にこれをつくつてまいりまします方がよいといふふうに考えられる場合もございまして、できるだけ協同組合をつくらせる方針をとりたいにしても、すでに決定しておりますもの、あるいは協同組合にできないもの、あるいは非常に能率的に運営できる。協同組合は御承知のように、組合員が平等でありまして、民主的であると同時に、大體重要な事項についてはその理事会を経ていくといふやうな考え方です。したが、会社の運営で、その職責上の運営から申しますと、非常に敏捷な商業活動を行いますやうな場合には、その職責上から、どん／＼機を見て迅速に對應できるといふやうな会社組織にしていく方が、非常にいい場合が多いといふに考えられるのであります。しかもこれがメーカーが一つの販賣会社と特約をいたしまして、さうして今度その販賣会社が各個人の業者と特約契約を結びまして、これが一つのチェーン

の形をつくりましますものは、今度の法令、事業者團體法では触れられません。けれども反對に小さな小賣店が集まつて株式會社をこしらえて、さうして共同仕入をしようとするときには、たとえそれが企業の合理化であるという場合でも、この法律の趣前から申しますと、触れるといふことになつて、これは非常に大きな矛盾ではないかと。さういふ意味で最後の一項目をぜひ挿入していただくやうなことをお願い申し上げたいと思ふのであります。以上、小賣商業特に中小商業の立場からこの法案に對しまして、一言希望を申し述べさせていただきます次第であります。

○堀川委員長 ただいまの喜多村君の御意見に、何か委員の方から御質問ありませんでしようか。――それでは午前中も、一人公選人の御意見を聴きたいと思ひます。商工協同組合中央會事務局次長徳永佐市君。

○徳永公選人 事業者團體法は終戦直後、連合軍司令部から発せられたところの最高司令官の意図に基く私的独占禁止法と、公正取引確保に關する政策の一環として取上げられたものと考へられるのであります。この法律の立法趣旨といふものは容易に了解できるのであります。従ひまして本会といひましては、本法に對しましては賛成いたしたいと思ふのであります。但しそれにつきまして、若干の條件がございまして、以下若干意見を申し上げたいと思ひますが、この條件を取上げられることを前提としての賛成であるといふことをお含み願ひたいと思ふのであります。

第一番目は本法の目的であります
が、「正当な活動の範囲を定め」云々
ということが書いてあります。そも
そもこの法律は事業者団体の発達を助
長しようとするのか、あるいは抑制し
ようとするのか、はつきりしていない
のであります。おそらくこの法律は助
長するものでなければ、抑制するもの
でもない。事業者団体の今後のあり方
を示すものだと考えているところであ
りますが、それであるならば、非
常に競争が生じますので、この「正
当」という文句を削つていただくこと
がいいのではないかと考えます。ぜひ
ともこの「正当」という文字を削つて
いただきたいと思います。

第二番目は、第四條と第五條との関
係であります。すなわち許容活動と禁
止活動の関係であります。これは第
五條の禁止活動のみを掲げて、四條を
削除する必要があるという御意
を伺いました。私はどうかとい
うと、むしろ反対であります。四條
を活かして五條を削るということがむ
ろの適当ではないかと思ふのでありま
す。しかし、これはおそらく四條で足
りるのであるけれども、五條は親切心
をもつて、すなわちやつていけないよ
うな例示を示されておるものと思いま
す。いわゆる法律上の親切であると思
うのであります。従いまして四條、五
條はこのままではいいのではないかと
いふふうに考えております。

それから第五條から考えますと、現
在信用保証協会というのがありますし
て、信用保証事業を行つております。こ
れは中小企業者などに對しても相當の
事業をやつておられますが、これは法
人でも何でもないであります。従つ

てもしこの法律が施行されるといふこ
とになりますと、當然にその活動がで
きなくなるというふうなことになる
まいらして、中小企業者に及ぼす影
響も少くないのであります。特に
認可を受けた場合はやつて差支えない
という含みも、どこかでもたしていた
だきたいというふうな考えです。

それから第四條の第七項に、商工会
議所云々ということが書いてあるの
であります。商工会議所は社団法人で
あるものもあり、そうでない單
なる申合せの団体であるものもあり
ます。しかしおそろくこれは從來やつ
ておるからというところであると思
ふのであります。法律に商工会議所が
行つておつて、商工会議所以外にでき
ないというふうなことは、むしろこの法律
の精神に反すると思ふのであります。

従いまして商工会議所という文句を削
つていただきたいと思います。それがむし
ろ上からいきまして、また突如問題
をいたしまして一掃切妥である
と考えます。

次に第六條に、商工協同組合の適用
除外が認められております。しかしな
がら商工協同組合の場合、特に独占
禁止法第二十四條の要件を備えてお
るもの云々ということが書いてあるの
であります。すなわち独占禁止法第二十
四條には、小規模事業者をもつて組織
しておる商工協同組合は除外する、こ
ういふふうなことに相なつておるの
であります。しかし御承知のごとく、何
をもつて小規模事業者とみなし、何
をもつて大規模事業者と云うかとい
うことは明確でないであります。おそ
らく今後この法律による公正取引委員
会あたりが具体的に内容を調査して、

一つ／＼検討するところしやるかもわ
かりませんが、数方に達する組合に對
しましてこれを調査することは、言
うべくしてほとんど不可能な問題であ
ります。ところがむしろ現在の商工協
同組合の中に認められないものがある
といふことになり、商工協同
組合の事業が停止することになります
と、これはゆゆしい問題が起つてくる
わけであり、私も現在商工協
同組合の中に、相当大きな企業者、す
なわちどうひいき目に見ても小規模事
業者と認められないものが相当あるこ
とを見るのであります。しかしながら、
さればといつてこれが禁止されるこ
とになりますと、たいへんな問題が起
つてくるのであります。一方商工協
同組合の改正法案の準備が着々進められ
ておまして、おそろく次の國會あた
りには提出されるのではないかと考
へるのであります。そういう際でもあ
りますので、一應あるがままの商工協
同組合として、商工協同組合法改正ま
でこれを認めていただくように、過渡的
処置を願いたいと思ふのであります。

それからこの法律には経過規定がな
いのであります。すなわち猶余期間が
どこにも認められていないのであり
ます。すなわち該當している会社、あ
るいは団体などの財産処分云々とい
うなことに對しては、九十日間の期
間が設けられておるのであります。現
在ある会社あるいは団体はやつてい
る事業などは、施行と同時にこれを提
示しなければならぬといふように十九
條になつておられます。これでは非常
に困るのであります。單に困るのみなら
ず、非常な混乱を起してくるおそれ

あるのであります。従いまして、たと
えば搬送中のもの、あるいは販賣取引
いたしましてまだ集金してないもの、
そういう行為は全部施行と同時に断
切られることになるたいへんなこと
になります。その他いろいろ言葉に
盡せない困難な問題が起つてくるので
あります。従いましてどこかで一箇月
ないし二箇月くらいの間を設けて、経
過規定として設けていただきたとい
考へるのであります。

非常に簡単にござりますが、以上商
工協同組合中央会としての意見を申し
上げた次第であります。本法は非常に
幅があり、細かいと言へば非常に細
いのであります。幅があると言へば
非常に幅があり過ぎるのであります。
それでこの施行にあたりましては緩急
よろしきを得まして、運営に特に適
切を期していただくようお願いいた
します。さもなくば非常に無用の混乱
を起すことが予想されますので、そ
の点も併せてお願いしたいと思ひ
ます。

〇堀川委員 たいだいまの徳永君の御
意見に御質問はありませんでし
うか。なければよろしくお登であ
りますから、この辺で休憩をいたすこ
とにいたします。午後一時より開
いたし、存じますから、時間進行をお願い
いたします。

午後一時三十分開議
〇堀川委員 午前中に引続きまして公
聴会を開きます。
公聴人日本機帆船業会事務理事立川
繁治君。
〇立川公聴人 私は日本機帆船業会事
務理事の立川でございます。機帆船は
帆走艇をもつておる船だけれども、
機関で航海をするという意味の船で
ございます。大体の要点だけを簡単に申
上げます。津々浦々に散在してお
ります小さい木船業、鉄船も多少あ
りますけれども、木船業者を私どもは
地区の地方機帆船と申しております。
その立場からこの事業者団体法につ
きまして申し上げたいと思ひます。こ
の法案は一面において大企業の不当な活
動を抑制し、他面において小企業が
資本に對抗いたしまして正当な活動
をなすようにした、いわゆる経済民
主化の立法の一つであると思ひます
と同時に、前に申しましたように地方に
散在いたしまして小さい木船業者、
いわゆる地区機帆船の事業者の団体につ
きましては、漁業、農業、中小工業に
對すると同様に、この法案の第六條で
適用除外のものとしたので、新た
に第四号を加えていただく。文句
を申しますと、地区機帆船事業者に
おいて、常時船員五十人を超えな
いもので、かつ私的独占禁止法第二十
四條第一号乃至第三号に掲げる要件を
備える事業者の団体、という文句を追
加挿入していただいて、もつて本法案
の目的達成を一層完全にしていただ
きたいことを切望する次第であります。
なお御参考までに申しますと、現
行法律の上でも一般的に商法のほか
に、海運業につきましては特別商法等
がありまして、それと同様に本案につ
きまして、どうも海運業に關するこ
とがなおざりになつておると思ひま
す。忘れられておるかに思われる点
がありますので、今申しました以外で

も種々あるものでありますから、もし
近き機会にまたこの法案が改正され
る、あるいは御審議の時にすぐ御考
慮が願えるというのであります。な
らば、ぜひこの海運業につきましても御
考慮をお願いして、本法の完備を期し
ていただきたいのであります。以上が
私の申し上げる要旨であります。以上
その内容はどういふわけであらうか
と申し上げることを二、三実例と数字
で申し上げます。

地区機帆船の突進はどうかと申しま
す。これは三井、三菱、川崎、近海、
こういふような大企業もしくは大企業
のひもを過去においてもち、現在も多
分もたぬようになつておると思ひま
す。が、そういう約十八社ある大資本を有
する近海各社に対する言葉でありますし
て、國內海運をわけますと、汽船に
対するものと、中央機帆船に対するもの
と、地方機帆船に対するものとこの
三つに大企業はわけられますが、その
中の一つがこの地区機帆船でございます
。そして現在地区機帆船はどのく
らいあるかと申しますと、昨年四月
一日現在で概略一万六千隻の船があり
ました。そのトン数は四十八万トン、
船員が六万人といふ大きな数字でござ
います。船員の数では船舶運賃会所属
の汽船のものよりもむしろ多くござ
います。船腹の面でも、概略全日本の
船腹の三分の一以上であらうと考へて
おられます。それで運びます物資の輸送
実績はどうかと申しますと、昨年の
二十二年度の國內海運の全貨物が約三
千五百万トン余りでございまして、
その半分の五〇％はこの地区機帆船で
運んでおります。その中で貨物の大宗
である石炭だけは除いて、あとの木材

であるとか、鉄石であるとか、水産物
であるとかいうような、他の雑貨につ
いては七四％を輸送しております。農
林関係、水産関係、商工業用の重要物
資はもちろんのこと、國民の日常生活
必需品のほとんど全部の海運輸送を
担當しておると思ひ上げて過言では
ないものであります。瀬戸内の島々並
に離島、また不便にしてしかも物資の
多い沿岸地域の輸送は、この地域の機
帆船がなくてはたまたま産業を危殆に
陥れ、また國民の日常生活、民生の安
定をも脅かすことになるのでありま
す。ところがこの地区機帆船は一万六
千隻もありまして、この船主の数は約
一万二千人もおるのであります。そう
してその中の九割がいづゆる一ぱい船
主と申しますか、一ぱいしか船をもた
ない船主でありまして、しかもまたそ
の一ぱい船主は、船主であると同時に
船長でもあります。私どもこれを稱し
て船主船長と申しております。こうい
うふうな船主で、船員も一隻あたり
三六五分程度、船も平均いたしまして
二隻あたり三十数トンしかないわけ
であります。それが全國津々浦々に散在
して運輸を担當しておるのであります
。これは事業主といふよりも、船主
であると同時に船長でありますから、
むしろ労働者に近いものであります。
しかも船主であり、船長でありますか
ら、船に乗つておるのであります。従
つてこれらの業者は陸上に店をもつて
おりません。また事務所もつており
ません。大部分の者はみな海上生活を
しておりまして、少し露骨な言葉で申し
ますと、その多くはいわゆる回船店に
縁關しておるわけでありまして。あるい
は荷主に縁關しておるような者もあり

ます。殊にごく少数は、各地区に機帆船
船運会社といふのができております
。これは一ぱい船主が寄り集つてこ
しらえた会社でありまして、その船主が
業務配分の仕事をやつておるのであり
ます。従つてこれらは先も申し上げま
したように、船に乗つておるのであり
ますから、陸上の中小企業者に比較し
まして、店もたない、事務所もたない
、こういうふうなものでありますから、
企業主としましても、陸上のものに比
べれば一層弱い、こういふわけであり
ます。また海運の取引の相手方になり
ます。つまり荷主、この荷主は海運関
係におきましては、鉄道と違ひまして
みな大きな企業主であります。こうい
うようなわけで、とうてい対抗の力は
天と地の差であります。また海運業界
体におきまして、この一ぱい船主の
ごとく一隻平均三十トン、大きいので
三百トンといふものもありますが、小
さいのは十九トンなんばといふような
船もありまして。また何千トン、何万ト
ンもつておる事業主もありまして、
非常に幅があります。従つてこれらの
一ぱい船主は、その力を集めて團結さ
せなくては、実際に民主的な仕事はや
つていけない。業務配分の業務の面
で、また資材や用品並びに金融等の面
では、とうてい大企業には対抗できな
いわけでありまして。殊に海運界は非常
に競争の激甚な事業であります。今日
では大企業がある程度優越的な状況に
なりかけた点もありまして、しかしそ
れに対する反撥の力もいたしまして、
大体の傾向をいたしましたならば、國
内海運の方面に――以前は國內海運に
非常に発展しておつたのであります
が、今日では國內海運に着目いたしま

して、漸次前に申し上げました地区機
帆船を圧迫してくる傾向があるのであ
ります。また他面では例の船に對しま
する海上保険の木船保険が解散いたし
まして、現在では無保険というやうな
危険状態になつております。またイン
フレのために小さい船主は、船の修繕
費にも困る。こういふ状況でありま
す。なぜかと申しますと、陸上の中小
工業は、大なり小なり皆手持品をもつ
ております。ストックと申します
か、それをもつておりました、その値
上りでも多少とも浮かぶ面もあると思
ひます。が、船の方は手持品が全然あり
ません。これは完全なサービス業であ
りますので、修繕費の増大による打撃は
一口に申しますと、だん／＼壊滅的な
自滅的な傾向にあると言つても差支
ないのではないかと懸念するのであり
ます。しかしこれが國の地勢の状況から
申しまして、いまさら言ふまでもない
と思ひますが、延長崎嶇二千キロに及
び、島の數約一千、こういふ島々から
成つた細長い島國で、北海道と九州の
石炭が多少汽船に運する荷物をもつて
おりますが、後の多くはすべて機帆船
に運する程度の荷物の數量しか出ない
のであります。また他方港灣の方面か
ら見ましても、小さい港ないうらで
も幾つもございまして、こういふわけ
であります。言わば今日の機帆船の發達
は、日本の産業によくマッチした有機
的な發達を來しておる。これも言へる
かと思ふのであります。ただあまり小
さい小さいと申しますと、多少誤解
が起きますが、小船舶とは申ししまし
ても、鉄道と比較しますと、鉄道の貨物
列車の一分分くらゐは、一遍に二ぱ

いの船で運び得るものがたくさんある
のであります。荷物の量からしま
すと、相当のものであります。三千トン
の貨物船でありますれば、沿岸を航海
するのには、四百五十トンは僅に運ぶ
のであります。また現在船舶は、鉄船の
方は資材その他で非常に困つておりま
すけれども、海運の増強という立場か
ら見ましても、地区機帆船の方は本造
船でありますから、これは建造も鉄船
に比べて実に容易であります。輸送
の増強並びに貨物の海上轉移という点
から申しましても、相当役立つのでは
ないか。それでこの地区機帆船の力さ
え結集すれば、將來といへども日本の
産業の復興なり、民生の安定なり、職
業力の増強の上に非常に莫大な貢獻を
なし得る次第であると思はるのであり
ます。ところが從來はこの地区機帆船
に對しましては、あまりに無視せられ
たかつこうであり、これを放置せられ
て何等の措置が講じてない。それでこ
の事業に對しては、いわゆる先に申し
たように、農業や、水産や、中小工業
に對する団体法であるとか、事業法と
いうようなものは未だ一つも制定され
ておりません。こういふやうなわけ
で除外しましても、法律の名前で除外
例を設けるわけにいきません。そこで
初めに申し上げましたやうな文句の除
外例を認めていただいて、その力を結
集しなければ、とうてい大企業と對抗
して公正な取引をすることができない
のではないかと懸念いたします。あるい
は協同組合の方法によればよいのでは
ないか、こういふお考えもあるかと思
ひますが、現行の協同組合法もまったく海
運の小機帆船、地区機帆船のことにつ
いては一つも考慮がしてないのであり

である商工会議所が、このようにように
ピチンと断つて書いてある。ほかのも
のではありません。そうして原產地証明
と書いてある。そうすると品質の証明
とか、事業証明とかを出そうとしても
できないことになつてゐる。また第四
條の許容活動の第四号のところを見ま
す。商品品質の改善、規格の改良
又は生産若しくはこれと同一の
うになつてゐる。そうすると、品質の
改良はやつてもいいが、大革生産と
か、商品の形をどうするとかいろいろ
になると、さあどうだということにな
つて非常に線の細い規定になつてゐ
る。ふういふ線の細い非常に詳しく規
定になつております。それであらゆる
事業團體の活動をここに規制して証
明するということになると、非常に露
骨なものになつてしまふ。これはどう
してももう少し、全体をもつとおろし
かな原則的な規定にしておくべきなの
ではよろしいけれども、ここまで突き
進んでしまつては、そういう根本

的な事故ということは困難ではないか
と思います。それで私の希望といつた
ましては、許容活動の方に余裕をつけ
るとか、あるいは禁止行為の方の一
終り、第十九号、これはお手もとに
さいませんでしたら、ちよつと読み
げますが、十九号の「全番号に掲げ
ものの外、全番号に掲げる許容活動
の範囲」すなわち第四條の許容活動
範囲を超える行為はやつてはいかぬ
とすると、第四條ではここまでや
てよろしい。それから第五條で、こ
からやつてはいけない。そうして第
四條の終りに、第四條の許容活動の
範囲を超えたものはやつてはいかぬ。そ

すると第四條と、五條だけできちんとあてはめてしまいますから、事業者団体は非常に窮屈な、びく／＼したような感じ、いろいろなことをやっていたかなければならない。初めに申し上げました通り、この事業者団体というものが、今後日本の再建上いろいろな改善とか、共同の研究とか、品質の改善とか、製造工程の改良とか、いろいろなことを進めていく上において、始終びく／＼していき、いろいろなことでは、はなはだまずいのではないかと、思ふのであります。それで、なぜこの窮屈な法律をつくらねばならなかつたのか。その点について、今までも私当局の方の二、三にもお目にかけつて、いろいろお尋ねして見たのであります。どうもなるほどそうかと私が腑に落ちるような説明がないのであります。なぜこれをこのように窮屈にしなければならぬか。この法律をつくるというときは、ある意味ではあるやうでございますが、この窮屈にしなければならぬという意味がどうも御説明がない。どうか議員諸公が今日の政府委員の方々に、その点をもう少し、これをおおらかなようにしてやつてもらえないか。そうして御列席の政府委員の方々も、事業者団体の育成のため、このところをもう少しゆるめてやつていただきたい。こう存するのではありません。具体的に申しますと、禁止行為の第十九号、許容活動の範囲を越える行為、これはやはりはいかぬ。但し公正取引委員会において許可する場合に、これはよい、という但書をここにに入れていただくか、あるいは第四條の方のやつてよいという許容活動の方のあとに、何か公共の利益に反する

とか、あるいは善良な風俗に反する行為はいかぬけれども、そうでない行為であつたならば、公正取引委員会に出でその許可があればやつてもよいというふうな、せつかくここに公正取引委員会というものができているのですから、そういうところにお尋ねして、この法律の趣旨に反しない限り、この程度でよいであらうというふうにするば、業者としても何れもめづ／＼なことをしようという意味では全然ないのでありますから、國家のために一生懸命活動しようとするには、こういうこともやつてみたい、ああいうこともやつてみたい、どうぞございませうか、こういうふうな公正取引委員会にお尋ねする。公正取引委員会では、それが独占禁止法とか、あるいは経済力集中排除法とか、そういういろいろな法律、またこの法律に規定する趣旨、いろいろのから考えてみて、まあそのくらいのことならばよからうというふうな許していただく。こういうふうな第四條の一審終りに、そういう余裕をつける。公共の利益に反しないというふうなことで、公正取引委員会が許可するということであればやつてもいい。これをたとえて申しますならば、先ほど申したから申されたように、業者の教育のこととか、あるいは親善というふうなことでございませうが、これも規定にないからいいか悪いかわからないというふうなことは、公正取引委員会に申し出て、それが別に差支えないからやつてもよいということになるならば、そこに非常にゆとりがついてくる。あるいはできるならば、この禁止行為の第五條の終りの第十九号は削つていただきたいのであり

ますが、もしそこまでいかないものならば、ここに但書を附けて、そこに余裕をつけて、但し公正取引委員会できるといふ場合はこの限りにあらずといふようなことにしたい。たゞ、たゞいへんよいのじやないかと思ふのであります。この法律をつくることになつた一番初めの原因として、終戦後統制團體がたぐさんでできた。それがだんだん閉鎖機關に指定されてしまふ。これはどうも困るというので、何か基準を與えてほしいというふうなことから、これが始つた。私は承つております。これはアメリカのものもその法律になつてきていると思ひますが、その中に日本の特殊の事情、また日本の現在の経済の段階という点を御考慮に入れたら、先ほどから繰返して申しますように、事業者団体の活動を窮屈にさせぬように、もしもわからぬところがあつたら公取に行つて相談したいといふふうにしていただいたらい、たいへん都合がよいと思ふ。どうもこの法律の原因から考えてみても、そんなに窮屈にしなければならぬといふことが、私には納得ができません。これはどうも、何か事業者団体というものが非常によくないものであり、これを非常に監視をしなければならぬというふうな事業者団体というものはたいへんどうもけしからぬものだといふような場合ならば、これは非常に窮屈にして、ごく狭い範囲内で活動だけさせておけといふことも差支えないと思ひますが、そういうものではございません。先ほど申しましたやうなものでありますから、どうかこの点を、ゆとりを置くようにひとつお骨折りを願ひたい。こう存する次第でございます。

なおこまかい点で、これは私の方の常務理事から言われてきたものであります。一言小さいことで申しますと、許容活動の第四條の四号「商品の品質の改善、規格の改良又は生産若しくは配分の能率の向上」の下に、「その他構成事業者の業務の改善」というやうなことを入れていただきたい。これは業務的な改善といふやうな言葉がちつともありませんから、差支えなかつたら入れていただきたいと存じます。私の申し上げたいことはこれだけであります。○堀川委員長 前澤源治君の御意見に御質問の方はありませんか。○堀川公進 入 社団法人日本能率協会理事長の森川寛三でございます。公述人といふものの性格を私はよく存じませんが、自由な立場から申し上げてよろしいという解釈のもとに申し上げたいと思ひます。われ／＼能率協会といふしまして、過去七年半日本の工場生産の能率を上げるために努力してありますが、その面を通じて痛切に感じましたことは、わが國の業者には、競争があつて協同がない。コンペティションがあつて、コンペティションがないといふ大きな欠点であります。アメリカにおいてはコンペティションとコンペティションが見事に並行して行われておる。今回の法律案を拝見いたしましたところ、そのコンペティションの方を非常に制約する案になつております。私は午前中よりたくさん立たれましたが、公述人の方々と違ひまして、私個人は自由意思をもちまして、本法の施行に

絶対反対するものであります。絶対反対するといふは、公述人の申しますことがどれほど取上げられるかといふことについても、常識的に多少類測しておりますので、また日本の政府が置かれておる各情勢を考慮しますと、政府、國會の皆様が御努力くださいましたことが、必ずしも実行できないというお苦しい立場におありになると存じますので、公述人としては絶対反対であります。それができないとすれば、次々に希望として申し上げたいことを申し上げてみたいと思ひます。まず第一に事業者団体法とあります。その包括範圍はあまりに廣汎であると存じます。二つ以上の事業者を社員または組合員とするすべての團體を、と書いてありますが、文字通りに解釈いたしますと、ほとんど日本のすべてがこれに含まれると存じます。そういう廣汎なる範圍を、先ほどから二、三の方々が申し上げておられますが、また微に入り細にわたつた細則を設けて、そうして縛り上げるというところは、日本の経済を非常に混亂に陥れる原因をなすものと存じます。従ひまして私は、修正案としたしまして、二つ以上の事業者とあります。その二つ以上の事業者を、少し本法の目的とするところに近いようにいたしますために、同種の事業者は、と入れたのであります。二つ以上の同種の事業者を含む團體はと入れたのであります。先ほど申し上げましたコンペティション、お互いに力をあわせてという面におきまして、業種が違えば独占ないし統制の弊に陥ることは比較的少いと存じますので、「二つ以上の同種の事業者を含む團體は」というように修正願

いますれば非常に結構だと存じます。またわが國の團體に非常にくさんの團體がございまして、事業者團體法とございまして、この法令の定義のところを正直に履行いたしますと、極端な場合には学校の同窓会までこれにはいると考へます。そういうことは法律の目的ではないと考へますので、少くとも公益團體はこの事業者法から除くということを明記していただきたいと考へます。

またすべて届出ることになつております。先ほどなたか、數萬の事業者團體があるであろうというお話がありましたが、この定義に包括されずる團體を全部包含いたしますと、私は十數萬という数字になり、あるいは十萬という数字になりはしないかと考へられます。これらのものが一齊に届出をいたしますと、公取の現在の陣容をもつてして、それを一々良心的に三個月以内に審査なさることは不可能であると思へますし、そういうものを一括して放つておけばいいではないかというふうな従来の官僚のやり方は、なるべく今後なくしたいと考へるのであります。と申しますのは、一々の会社、一々の事業者が属します届出は簡単であります。國全体の合計を見て、それに使います人力、時間、紙、能力等を考へますと巨大なる浪費であります。何らの生産を伴わない浪費であります。必要のないものを浪費せよというところから、大きな欠陥が日本の政府の従来のやり方にあつたと考へますので、必要最小限度に止めたたくという意味におきまして、届出の範圍に關しまして、順位をつけていただきたいと思へます。

のであります。また事業者の種類によりましては、本法実施のために漸次的打撃をこうむる仕事が多々あると思へます。最初には、農漁村關係の公法人はほとんどおられないような状態でありまして、これはほとんど立法案の精神から除外されてゐるようでありまして、法律として出ます以上それが全部包含されますので、その手痛い打撃をこうむる多くの農漁關係、漁業關係の事業者團體のすべてが潰滅したあとはどうなるかと考へますと、非常なる打撃を経済界に與えるものと私は信じます。従いまして先ほど来、いろいろなお話があるが、第四條の最後、公取委員會で審査して許可したものはこの限りでないという、除外例の一項目を入れていただきたいのであります。

なお逐條的に二、三申し上げてみたいと思へます。第五條に特定事業者を推薦することを禁ずるとございまして、私はこれは非常におかしいことだと考へます。非常にいいことをした者を褒めることがなぜ悪いことかという原則論も考へられますし、それがひいては他を圧迫するといふような感じで書かれたように考へられますが、日本の業者はまだそこまで進歩してゐるまいので、いいものはきかれて少いのでないし、推薦する必要があると考へます。従いまして第五條の第六項目は抹殺していただきたいと考へます。第九項の營業用の施設を事業者團體がもつてはいいけない、また經營することはいいけないといふことになつておりますが、かり

に農漁村關係を考へますと、零細な農民漁民がわずかに集まつて、自分だけの實力をもつていろいろの施設をもつことは不可能であります。それは協同組合でやればいいじゃないかといふお説もあるかと思へますが、協同組合の不備もございまして、實際上それはなかなか行われぬような状態にございまして、また協同組合の精神にございまして、農民漁民の一人々々の水準以上には進めませんので、どうしても進歩した科学技術を取入れた多くの施設を共同的にもたせる必要があると考へます。禁止すべきでなく、むしろ奨励すべきであると思へましたので、第九項の營業用の施設を所有または經營することはいけなといふ項目も削除を願ひたいのであります。同じく第十項目の自然科学研究の施設を所有してはいけなといふことがございまして、届出をすれば許可されるのであります。が、およそ人間の進歩は自然科学の研究にまたげられないものでありまして、自然科學の研究と離れて人類の進歩はあり得ないと思へますので、その研究の施設を事業者團體がもつてはいけなといふことは、非常におかしい法律であると思へます。一々届け出で許可を得ればいいじゃないかといふことでもありますが、先ほど申しますように、限りある人力をもつて、数限りない届出、許可申請が出た場合に、それが敏捷に処理されるかといふことを考へますと、一つの大きなブレイキになると考へますので、第十項目は、これも削除願ひたいと考へております。同じく第十三項目、購買販賣云々の營業に従事することはできないとありましたが、これはたゞ農漁村關係を考

えますと、農民漁民が自力をもつて購買、販賣その他の事務をまねんなくやつていくといふことはできませんので、私はこれはどうしても力を協せてやるよりほかの方法がない。協同組合も十分指導的な能力をもつておりませんので、指導的な能力をもつた人がそのに協力してあげることが必要であると考えてゐるので、これまた私は削除を願ひたいと考へるものであります。なお許可項目、活動許可項目の指定以外のことも、幾多今後の変化によつて起つてくると思へますので、それらにこれは多數の方の口から出ましたように、ただ九項目に限定することなく、公取委員會の審査の結果許可することができるといふ條項をせひ入れていただきたいと存じます。

第五條第九項目であります。私は削除が理想的である、もし削除ができなければ、それを十分ゆるめたような除外例で取扱ひの項目を入れていた方がいいと考へます。また最初には公法人から述べられましたように、社會公共の利益を増進するやうなことは、どしどし奨励すべきであります。その面を禁止するものではないといふことを、はつきりどこかの條項にうたつていただきたいと存じます。以上公法人として意見を申し上げます。

○堀川委員長 森川公法人の御意見に御質問はありませんか。

○前田正男君 ちよつとお伺ひしたいことがあります。この法律案に全面的に反対であるといふような御趣旨がございまして、まず第一にその点につきましてお聴きたいのですが、自由競争に移行するために現在の統制的な行爲を廢止する、こういうことをこの

法律として大きくらんでゐるわけでありまして、その事項に對しましては、こゝろから事業者團體法を設けまして、こゝろから事項を存置するといふことについては、御反対であるかどうか。その点についてお伺ひしたい。

○森川公法人 先ほど最初に申し上げましたように、自由競争と自由の協同がなければ、完全な進歩はできないと考へます。自由競争の方は、こゝろからでも伸張いたしますが、日本人の國民性といつたしまして、協同精神がきわめて薄いのでありますから、その方を特に助長するやうな施設をしていかなければ、日本の進歩が遅れるのではないかと考へます。従いましてその協同の方を與えるかのごとき印象を與える本法に反對するものであります。

○前田正男君 次にお尋ねしたいと思へますことは、この法律が行われていくにつぎまして、やむを得なければ修正でもしかたがない、こゝろからいへばお話がございまして、ある程度日本の現状からいまして、そういうやうな点もなるかかわらないと存じます。しかしながら、これがもし今申されたやうな協同の方面に大きな制約があるといふやうなことになるやうなと、業界は自由体制に移つていく。しかしながら日本の經濟の現状の官の統制といふものは非常に打撃を受けるので、業界一般の人は非常に打撃を受けるのでないか。お話をやうな協同の動作によつて、こゝろからいへば、協同にしろ、意見を述べたり施設をやつたりしなければならぬやうな事項も相当あると思へます。こゝろから考へますと

で、これの除外例を例としておあげになつておられますが、私はどちらかといふと、これを行つたならば、そういうふうな今の除外とか、あるいは修正の御意見のあるような点も、政府の方のやつておられます現在の統制経済の施策から除いていくという方向にもつていく必要があるのではないかと考えているのでございまして、業者の民間の方とされまして、今のお話のような修正の範圍でたとへば修正ができたといつたとしても、やはりこの法律が通つた場合、業者の團結力というものは弱りまして、官の統制に押されるというふうな氣配が私にはあるように思ふのでありますが、公聴人はどういふようにお考えになりますか。

○森川公通人 御意見の官の統制に押されるという面は十分にあるだろうと考へます。大体私個人といたしましては、まずい統制経済は國家に害をなすものではないと考へております。現在の日本の政府のやつておられます統制経済は、拙劣中の拙劣な代表であつて、相なるべくは一日も早く統制をだんだんはすしていただきたいと考へてゐるのであります。その実例をおあげますと、いくらでもおあげることができると思ひます。しかし官がやるより民にだれもやるものがないじやないかと考へますと、その通りでありますので、この法律の考へられし最初の趣意に對しまして、だん／＼と民間自體の統制をはずして、官みずからがやればよいということになつてゐるやうであります。それができれば非常に結構であります。しかし突發問題としてそれは不可能であると考へますので、業界の協同團體の力が弱まれば

弱まるほど、結果といたしましては、統制がますます／＼まざるやうなことになるはしないかと考へます。

○前田正男君 つきましては、私はそのういつた問題につきまして、特に能率の増進ということにつきまして、これはやはりこういうふうな條件をつけられて修正を希望されるということになりますと、能率があがりましてした場合に、能率本位にいろいろの政府の施策とか、統制とかいふものが行われていくことが必要であると思ひます。このういつた能率とか能率分とかいふ方面に、能率的であるとか、あるいはまた新規の實力ある者を参加させまして、いろいろ制限はあるやうであります。そのういつた方面に對しましては、相當自由な範圍でやらせる。あるいはそのういつた科學技術の應用に對しては、その施設に對しては、いかにいふやうな希望事項を入れたいことには、今修正されただけでは、今の民間が弱くなるという立場からいくと、私は少し思ふのであります。しかしその点につきましては、ひとつ民間側の立場としての御意見を聴かして

もらいたいと思つておられます。殊に能率方面が改善された場合に、暫定的に統制が行われるとしたならば、その統制に關しましては從來の実績でいくか、能率でいくか、あるいは品質主義でいくか、こういう三つの希望的な面分の御意見があると思ひます。そのういつたことにつきまして、ひとつ御意見をお伺いしたいと思ひます。

○森川公通人 御高見をわめて私は同感であります。現在のいろいろの資材

の割当その他を、從來の実績でやつておられますことが、非常ななんになつておられますので、これは能率主義でいくべきではないか。修正資本主義が完全に発達いたしますと、結局自由に、能率のよいところに集まるということになりまして、物がありませんためにやむを得ず統制してありますが、現在でも、なるべくそういうふうな能率主義で進みたいと思ふのであります。まつたく同感であります。

○前田正男君 次にもう一つお聴きたいことがあります。それは政府は、今後日本の産業のあり方につきまして農工一体であるとか、あるいは工場を分散であるとか、いろいろと考へがあらうと思ひますが、この法律によりまして、こういうふうな施策に對しては、いかにいふやうな場合と、政府と意思が通つていふことになつて、不当な場合があるやうなことを立案者から聴いておるのであります。しかし解釈によりまして、いろいろなことを言われると私は少し思ふのであります。そこでそのういつた皆さんの民間の團體の方が、そのういつた將來の日本の工業政策、あるいは産業政策といふものに對しまして、政府に對して相當発言のできるやうな力があるものが抑えられるやうな氣がするものであります。この点に對しまして、この法律案をどういふやうにお考へにやうか、お聴きたいと思ひます。

○森川公通人 大分むずかしい問題でございまして、個人の意見を申し上げて恐縮でございしますが、客觀情勢が非常に困難な現在におきまして、なかなか政府當局並びに國會の皆さんが考へておられるようにならないのは御無理がないと思つて、その御苦心に感謝しておる一人であります。その中でも、與えられたものだからそのまゝのむと／＼とわ／＼の民族性から主張すべきはあくまで主張した上で、力足らずにどうしてものまされるという場合は、そのあと／＼に續いてまいります。いろいろのものを對する響きがよほど變つてまいると考へますので、御苦労を強いるようではなはだ恐縮であります。日本の民族性に應じた、そして日本の現在の經濟狀態を破壊しない程度の税制改革を主張する形において、のまされるものはいやいやながらのむと／＼の方向をとりたいと願ふものであります。

○堀川豊良君 あと、御質問の方はありませんか。

それでは東京交通協會主事鈴木俊彦さん。

○鈴木公通人 私は、東京交通協會の鈴木であります。私の申し上げます意見は、商工協同組合法に基きません。この組合團體の意見であります。もちろん商工協同組合法が近く改正になりますので、そのことさらに、協同組合をつくりませんで、任意の組合ないしは團體をつくりまして、任意の組合が非常に多いのであります。そこでこの團體法につきまして意見が出るわけでございます。この法案は、一般事業者團體の活動に法的な基礎を與える。それからまた、閉鎖命令に基いて團體が締められて、現在處つておるところの團體で、戰時中の統制をそのまゝ行つておるやうなものに對して取締る。こういう二つの主目的があるやうに考へます。團體の統制はいろいろお話が

ありましたように、官民融合いたしまして、今までは、あるいはこれから先もそういうやうに感ぜられるのであります。官民統制を行ひまして、會員に對しまして資材、注文、融資の斡旋をしたり、これに伴う経理上の資料を強制的に提出をさせる。しかもその益するところは一部會員に限られておるやうな傾向は、現在相當あるわけでありまして、要するに、こういうことをいたしますのは、業界の事情に通じません。その當局が、統制能力の不備を補うためにこれらの團體組合に對しまして、生産配給の事務を行うことを默認した結果であらうと思ひます。またもう一つには、變轉きわまりないところの經濟を、すべて統制するといふむりからと考へます。これを是正するために、民間人を登用いたしまして、實情に即した統制を実施するとは言ひますけれども、官吏となりまして民間人は、やがて官僚的色彩に染まることゝなつて、従つて、自由なる活動は拘束されて、同調せざるを得ないことは、幾多事例に徴して明らかであるやうであります。現在の經濟危機を突破いたしますところの要諦は、個性化しつつあるところのインフレーションを防止することにあることは申すまでもありません。これがためには、政府は人爲的にまた計劃的に、もつて解決をすることはとうていできないので、その点の必要を十分悟つていただきたと考へるのであります。能力にあまるところの統制事務をあえて行つておることがむづかしいと思ひます。従ひまして、これを矯正する適切な施策を強化することが必要だと考へます。國民もまた一致協力いたしまして

努力しなければ、当然この難局は打開することはできないのであります。こゝういふ意味におきまして、事業者といふは、共通の利益は、弊害のない限り、事業者団体の活動は全面的に許可していただきたい。かつむしろ積極的に支援すべきものであると思ひますが、法案の内容を見まして、禁止行為の列挙してあるような形式は、不作為行為の規定のみを根幹としたような法の体裁のようによくないと思ひます。本法は本来順倒の趣みがあるものでないかと考へます。中小商工業者として本然の自力を発揮させるように、また國家の中核として再建の重責を果せるように、この法案の内容について深甚の考慮を願ふものであります。以下五項目にわたります修正意見を申し述べたいと思ひます。

第一項目は、法案の第五條の第一号の禁止行為であります。これに反しまして第四條の第四号の規定を見ますと、突発問題といたしまして、突発の關係を多分にもつておると思ひます。従ひまして弊害のない限り、これを許してもいいというところが第一の意見でございます。さらにその内容を見ますに、適当な政府機関等に自由意思により協力し、商品の品質の改善、規格の改良または生産もしくは配分の能率向上に寄與することを認める。こゝういふふうに書いてございしますが、これに反して第五條第一号には「生産若しくは配分の統制をし、又はその統制に着手すること及び原材料、商品若しくは施設の割当に関する原案若しくは計画を政府のために作成し、又はこれを政府に提出すること」を禁止する。この規定は、先ほど申し上げましたよ

うに、はなはだ觀念論的のような感があります。同時に、突発問題といふは、はなはだ矛盾があると思ひます。必ずや將來実施に際しまして、常に公取委員會のごやつかいにならなければならぬ事項かと存じます。

次に第二項であります。第五條の第十二号に融資禁止規定が掲げてございします。これははなはだむずかしい問題と存じます。現在突発に即しておりませんものから、融資を認めていただきたいということでありまして、これは中小商工業の金融が現在極度に逼迫しております。企業経営の合理性はまつたところありません。従つて経営の維持継続は至難であります。深刻な様相を呈しつつあることは御承知の通りであります。従ひまして金融機關の積極的な活動による金融の引締め政策はやめていただきたいのが希望であります。現状は逆でありまして、統制の徹底を期するかのうちに推測されるのであります。こゝにおきまして確固たる金融政策の樹立、中小企業に対する特別の金融機關を設けていただくことを強く要望してやまないものであります。事業者の内容につきまして、豊富な知識を有してある団体に対して、自主的な融資を認めることも、また融資を許可することも当然金融逼迫の折から許容される事項だと考へます。これにつきましては、一つの突発があるのをごさいます。東京の非常に大きな組合でございますが、警備制になつておりまして、その品物を仕入れるのに非常な金額を要しますものから、組合が単位となりまして、金融機關に借入れの交渉をいたしました。ところがそ

の組合は現在商工協同組合にはなつておりません。もちろんかつてはなつておつたのであります。現在フリーの組合でございます。その組合と金融機關と折衝いたしまして、莫大な資金の融通を受けるという話が進められておつたわけでございます。ところがこの事業者団体の提案が傳へられ、その内容が明らかに従ひまして、お前の団体は事業者団体に法によつて縛られるから、結局貸すわけにいかないと。いうことで、非常に混乱を來したこと同つております。その他商店街におきまして、相當の有志が集まつて、任意の団体なり組合をつくりまして、銀行とタイ・アップをして、現状の金融難を打開しております事例はたくさんあるわけでございます。この一例によつてもわかります通り、以上申し上げましたような組合、団体において金融の融通を受けることができないことを遺憾に存するわけでありまして。

次に第三項であります。第五條の第十四号の規定にある取引の代理人または取引上の契約は、第四條第六号に認めらるる労働組合との団体交渉権に止まらず代理行為の範圍を拡張してしまつた。こゝういふことであります。これは事業者団体が公正委員となつたり、あるいは無條件に取引の代理人となることは禁止すべきものと考へられます。公正にして何ら弊害を伴わない、またおそれのないような場合に対応して、しかも統制經濟の円滑化に對しては、かかる上において、公正取引委員會の承認せられるものに限りましては代理權を認めるべきものであらうかと存じます。單に労働組合の団体交渉権のみに限定することは理解ができません。

いのであります。次に第四項であります。第五條の第十六号において、当事者双方より紛争調停の申入あつた場合はこれを認めてもらいたい。これは現在禁止になつておりましたから認めてもらいたいという意味であります。第四條第八号の許容規定の中には、外國事業者との間の紛争は仲介し、解決することはできずが、事業者同志の紛争に対する調停解決は認めておらないわけでございます。これは突発問題として当事者双方から依頼があつて、紛争を調停するやうな場合が相當にあるわけでございます。それから、突発に即する意味におきまして、またその団体の性質上公正なる判断を下し得たものと信じます。がゆゑに、団体に対しては紛争調停の機能を与えていただきたい。こゝういふことであります。

次に第五項でございます。先ほど來幾多の方から申し述べられておる事項であります。第五條の第十九号を削除してもらいたい。こゝういふことであります。廣範にわたる禁止行為が第五條に規定されております。これに反して第四條には嚴然として九項目にわたります。許容活動の範圍がきめられてあるわけでございます。しかるにこの第十九号によりまして許容活動と題する行為は一切まかりならぬといふ規定になつております。こゝういふことは、事業者団体の活動を消滅化するのみならず、束縛するものと考へます。今まで生産配給の補助機關であつた団体、また統制仲介者たるの性格をもつておつた団体以上の団体は、こゝういふ特權と申しますか、こゝういふたような特權が剝奪せられたことにな

るわけでございます。そういたしますと、こゝういふ新たな途を開拓しなければならぬわけでございます。これについては生産配給の側面方針や、あるいは技術について意見を當局に提出することができ、また世論に對して公正に働きかけて、輿論轉運の積極的な使命に乗り出すことができる。こゝういふように考へられますが、十九号がありまして、その点が束縛されることになるわけでございます。従ひまして、本号の規定は有害無益でありまして、事業者団体全体の精神を全面的に萎縮かのごとく感ぜられるものから十九号を削除していただきたい。かゝうに存じます。以上であります。

○堀川委員長 何か公述人に対して御質問はありませんか。
○「なし」と呼ぶ者あり。
○堀川委員長 それではよろしうございします。
次に漁業経営者団体連盟事務局長吉田隆君。
○吉田公述人 漁業経営者団体連盟事務局長吉田隆であります。先ほど森川さんからございしました。漁業、漁業が非常に等閑視されておるといふことを御発言なされたが、その通り、きよりの公聴会にも、実はむり押し込みに入れていただいた状態でございます。と申しますのは、この法案が自由競争並びに公正なる取引を促進するためにつくられたというところは、漁業の養成をいたすものであります。漁業面から見まして、突発のこの漁業経営の上から見まして、この法案がさながら漁師がたこになつたやうな状態で、やかんのの中に放りこまれてしまつて、手も足も出ないやうな状態である

ことを、ひとつ認識していただきたい。という念願から、むりに押し込んだような次第であります。と申しますのは、この漁業関係には、事業者団体として、法規に基づいて設立できず、漁業組合法、この二つでできるわけがないでございまして、事実問題として、現在の漁業のあり方は、漁業組合法ではかりいこともできない状態です。それは実例をあげますと、一つは沿岸漁業の大部分をなします各種の漁業であります。それは漁業法でさえ、的確に把握することのむずかしい、至つて複雑な漁業権というものがありまして

〔委員長退席、石神委員長代理登壇〕

その漁業権の關係上、漁業組合法で團體をつくりまして、それは各種の方面で権限を起す、つまり活動できない。端的に言へば漁業組合には漁業権を興えることができないことになつております。漁業権のない漁業組合というものは、成り立たないということとあります。ただ出荷だとか、荷受け、そのう方面では漁業権に關係がない。これはほんの水産の一部でありまして、直接の水産ではありません。そういうものは漁業組合法で行うことができるわけでありまして、もう一つ、水産養殖法、これは現在が動機強化を起してある法令であります。と申しますのは、この系統團體が、現在では閉鎖機關に指定されておる。そして何と申しますか、その下部組織である各縣水というものを、やはり同じ運命に置かれておる。そしてこれは遠からず解散をしなければならぬ運命にあるので

あります。そうすれば、それらの團體の人々は、どう移行していくかと申しますと、現在では協同組合法、つまり漁業の協同組合法ができれば、それに即して動いていく面と、他の動きをする面とあるわけでありまして、ところがこの協同組合法というものは、漁業法と因果關係がありまして、御承知と存じますが、この二つとも未だに上程もされず、原案さえ私たちが十分に知ることができないというようになつた状態にあるのであります。そういう状態であるが、今度この事業者團體法が出ますと、それならこの二つでこれまでもつないでつたものが、今度こへいくのか、行先は迷つてしまつておけであります。そして協同組合法と、それから漁業法の改正、これがこの團體法とマッチしてあれば、ある程度の行き方がわかるわけでありまして、ただこれだけかまえて行先がな

思ふのであります。但しこれは協同組合法と漁業法がこれと並行して施行されるというのであれば、あるいはこれは削つていただかなくともよいのであります。うまいかないのであれば、これは削つていただきたい。森川さんがおつやいまして、零細な漁業者は協同しなればやつていけないという状態に置かれておるものであります。それは今までの漁業を構成しております分をよく分析してみますと、大部分の人間がその範疇にはいつてくるということでありまして、

で審査されるということになれば、これは人為的にされるものであります。それに續つておるというやうなことは、ちよつと今の漁業者では安心感を得られない。またこの十四人なんという数字はどこから出たかというやうなことも、相當吟味を要することだらうと思ひます。この点は、施行される上でありがたいものでもあり、また反面非常にこれが密にはなるといふ状態なので、この辺をもつと適切な言葉で修正していただいたら、非常によいのはなからうかと存じます。

それから、今までのいふ／＼伺つておりますと、この法案も通るのではなからうか。いや、もう通るのだといふお話も先ほどから伺つております。もし通るのでありますたら、漁業界としましては、この法令に關係しました漁業の協同組合法、それから漁業法の改正、これが通過するまでは、漁業に關しては、施行しないという一條をどつかへ入れていただきたい。それを強く要望する次第であります。事実問題として、現在漁業界では、この法案を見まして、もうあわてふためいております。どうしてよいか、案內のところからならぬ話なのでございします。されま

ぶるといふことのないように、強く強くここで要請しておく次第であります。非常に簡単であります。時間もないやうでありますからこれだけにしておきます。

○石神委員長代理 吉田公述人に対する御質問はございせんか。

○林公述人 今のお話で漁業に關する範圍においてはまことにおつしやる通りのお話に思ひますが、そういう点について水産局長あたりよくお話になつたわけでありまして、

○吉田公述人 接觸しております。

○林公述人 水産局長適當なる対策などが出ておるわけでありまして、

○吉田公述人 水産局長といたしましては、昨日非常に簡単に伺つてまいりましたのであります。言葉は非常に穿つて申し上げると、事業者團體法がこのまま通つてこれが嚴重に施行されるという状態であれば、これは監視が日本にいくつあつても足りないという状態を惹起するだらう。ということとは、先ほど申しましたように、これまで金融並びに共同購入、資材供給というやうなことをしておりましたある機關が、現在では業者と共同で一つの匿名の組合をつくりつてやつておるわけ

す。それがこういう行為がでさなく

つてしまふ。あるいはそのうちに系統團體の實態を分あたり路に陥んでい

なことが生じておる実情であります。

それを一々これではたりますと、と

てい立つていかないといふことが一

つ。漁業協同組合法、漁業法の改正、

この二つが通るか通らないかわから

ないという状態にありますが、その間

これだけが通りまして、協同組合法

と漁業法改正ができるまでは、公正取

扱

引委員会において漁業方面についての
 関係に~~ある~~ある程度あまり深く介入し
 ないでおいてもらいたいというような
 ことでも申し入れをするよりほか手
 ないだろうという話であります。
 の石神委員長代理 この際一言御挨拶
 を申し上げます。これをもちまして公
 述人の公述は全部終了したわけであ
 ります。公述人各位は御多忙中にもか
 わらず、それ／＼の立場に立つてあ
 らゆる角度から御活発にかつ御豊富な御
 意見を聴かしていただきまして、本委
 員会の審査の上に多大の参考となりま
 したことをここに厚く御礼を申し上げ
 ます。
 それではこれをもって公聴会を終り
 ます。

午後三時五分散会

昭和二十三年十月十五日印刷

昭和二十三年十月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局